

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
60	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報ファイルの漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和6年12月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務
②事務の概要	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領に基づき、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。 あらかじめ対象となる可能性がある世帯を選定して申請書を送付するために、特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	保健福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金対象者リスト

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 ・令和三年内閣府告示第七十号(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示)
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律における情報提供の根拠 情報提供なし ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律における情報照会の根拠 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第8号別表の135の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」第74条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども青少年部 子育て給付課
②所属長の役職名	子育て給付課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 子ども青少年部 子育て給付課 0466-50-3580
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月14日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月14日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

この表は、評価実施機関において、基礎項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ里点項目評価書又は主項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[○]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[○]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	-----	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[]接続しない(入手)

[○]接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	-----------	---

	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項を遵守している。 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。
9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[☐ 十分に行っている ☐] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[☐ 十分である ☐] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	藤沢市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①②	①総務部子育て・生活支援給付金担当 ②子育て・生活支援給付金担当参事	①子ども青少年部 子育て給付課 ②子育て給付課長	事後	
令和5年12月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部子育て・生活支援給付金担当 〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 TEL 0466-50-8391	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567	事後	
令和5年12月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部子育て・生活支援給付金担当 〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 TEL 0466-50-8391	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 子ども青少年部 子育て給付課 0466-50-3580	事後	
令和6年12月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1 101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 ・令和三年内閣府告示第七十号(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 ・令和三年内閣府告示第七十号(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示)	事後	
令和6年12月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	＜別表第二における情報提供の根拠＞ 情報提供なし ＜別表第二における情報照会の根拠＞ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号別表第2 121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 59条の4	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律における情報提供の根拠 情報提供なし ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律における情報照会の根拠 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第8号別表の135の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」第74条	事後	
令和6年12月19日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。